



医療事務119番

vol.04

相談できる。こたえてくれる。

2016年4月30日

作成やカルテ記載が必要な文書

皆様こんにちは。医療事務119番です。早足に桜の季節も過ぎて、つつじが美しく咲く頃となりました。寒暖の差が大きい季節柄、なおいっそうご自愛ください。現在の保険制度は歯科医師に対し文書提供を義務付けている項目が多数あります。数年前、ある保険者(某大手金融系の健保組合)では、一定の条件で選出した被保険者の自宅にアンケートを送付し独自の調査をしていました。それは「歯科医療機関から歯科疾患に関する内容の文書提供を受けましたか?」という内容でした。また行政指導では、カルテ記載や患者への文書提供の要件が多数問題にされます。以前に比べかなり緩和されている文書提供ですが、改めて整理したいと思います。

「歯科訪問診療」必要書類	作成期	提供先	該当保険		作成者	
			医療保険	介護保険	歯科医師	歯科衛生士
1 医療 歯科訪問診療治療計画書 注:提供義務はありませんが、カルテ記載又は作成が必要です。	初回その後は 変更毎	—	●	—	●	—
2 医療 歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)に関わる管理計画書 注:提供義務なくなりましたが、管理計画書の作成が必要です。	初回その後は 変更毎	—	●	—	●	—
3 医療 歯在管の文書加算 +10点	毎回	患者等	●	—	●	—
4 介護 居宅療養管理指導に関わる管理計画書 注:歯科医師と歯科衛生士が共同で作成します。	初回その後は 変更毎	患者等	—	●	●	●
5 介護 居宅療養管理指導(歯科医師によるもの) 503単位 or 452単位	毎回	ケア マネジャー	—	●	●	—
6 介護 居宅療養管理指導(歯科衛生士によるもの) 注:毎回の実地指導記録を作成し、その都度歯科医師へ報告すること	毎回	—	—	●	—	●
7 医療 訪問衛生指導料に関わる歯科衛生士への指示 注:カルテ記載は必要です。	毎回	—	●	—	●	—
8 医療 訪問歯科衛生指導内容 360点 or 120点	毎回	患者等	●	—	—	●
9 共通 歯科衛生士実務記録 注:提供文書がある場合はそれを実務記録と見なし保存でも可能です。	毎回	—	●	●	—	●
10 医療 歯科訪問診療実績表 歯科訪問診療料2 283点又は3 120点を算定した場合	毎回	訪問先施設	●	—	●	—

提供が必要な文書

歯科訪問診療開始

“作成”と“提供”の
区分を確認してください!



自宅(居宅系施設)

- 4 介護
居宅療養管理指導に関わる管理計画書
- 5 介護
居宅療養管理指導(歯科医師によるもの)
503単位 or 452単位
- 10 医療
歯科訪問診療実績表

施設(特養・病院等)

- 3 医療
歯在管の文書加算 +10点
- 8 医療
訪問歯科衛生指導内容 360点 or 120点
- 10 医療
歯科訪問診療実績表

書類提供は保険診療のルールです。ルールを守ることは先生方ご自身を守ることにもなります。また、患者本人やその家族とのコミュニケーションを図るものであり、患者を取り巻く他職種の関係者と口腔頷情報を共有し、歯科医師からの情報発信を行うための重要なツールにもなります。